東洋史研究
第四十六巻　第三號　昭和六十二年十二月發行

『左傳』昭公十三年「靈王遷許胡沈道房申於荊焉」をめぐって

——對楚從屬國の遷徙問題——

平勢隆郎

一　はじめに
二　許國を中心としてみた對楚從屬國の遷徙について
三　「遷許胡沈道房申於荊」の意義
四　おわりに

一　はじめに

『左傳』昭公十三年には、「楚の蔡を滅ぼすや、靈王、許・胡・沈・道・房・申を荊に遷す。」という記述がある。(1) これについて、杜預は「許・胡・沈は小國なり。道・房・申はともに故の諸侯にして、楚、滅ぼして以て邑と爲す。」と注し、竹添光鴻『會箋』は、同條につき、杜注の見解を承ける形で、「許・胡・沈は未だ滅びざるの國にして、道・房・申

は已に滅ぶるの國なり。」と述べた。(2) この解釈では、遷徙の對象として、各國公室は必ずしも含まれず、共通要素を探れば、それは各國の居民（本論中しばらくこの語を使用することにする）ということになる。谷口滿氏はこの考え方に沿い、「許・胡・沈・道・房・申の居民を他處へ移住させたというものであり、そこにはこれら六國の滅亡が前提となっていたであろう。」と述べるに到った。(3)

これらに對し、考證學者であった顧棟高は『春秋大事表』列國爵姓及存滅表の中で、「（昭公）十三年、平王卽位してこれを復すれば、此の時尙ほ存せるを知る。杜注已にこれを滅ぼして邑となすと謂ふも、未だ何に據れるかを知らず。」（道）・「楚の靈王、これを荊に遷し、是に至りて平王これを復す。何れの年にか楚に幷せらるるを知らず。」（房）と述べ、昭公十三年時點での道・房の存在を主張した。ただ彼は、申については、「楚の文王、申を伐つ。後遂に楚に入りて、申邑となる。」とのみ述べ、莊公六年（前六八八）以後、申が楚の縣として登場する點を重視したらしい。(4) 陳槃氏は、この申について、「申は、楚の文王に滅ぼされて邑とされたが、平王卽位の時に至って復國された。陳・蔡が滅ぼされて後に國を復せられたのと同樣である。」と述べている。(5) これらの解釈では、申を除き、遷徙の對象として各國公室を含むことになる。また、申についても、その公室の存續を關わらせて議論しているのである。

杜預が道・房・申を他の三國と區別したのは、當時許・胡・沈三國が楚の從屬國として盛んに記錄に現れるのに、道・房の歸趨は明らかでなく、申にいたっては、上述のごとく早くに滅ぼされているからであろう。一方、道・房が當時存在し、あるいは申がここに初めて復國されたと考えるのは、この復國の事實が他にも認められるからに他ならない。

筆者は、對楚從屬國について檢討するうち、基本的には後者のように考えるのが妥當であり、更には、申も當該記事に先立って復國存續していたのではないかと考えるようになった。本論はこれを執筆の動機とする。

この對楚從屬國の檢討は、楚における封君の發生問題とも密接に關わる。楚が方城外へ進出してゆく過程で、そこに所在する小國との政治關係が生じ、楚王を「王」として頂點に戴く體勢が確立されてくる。(6) そこでは、小國の君主は「諸

侯」（『左傳』宣公十一年〈前五九八〉「諸侯・縣公、皆寡人を慶す。」）として「縣公」（すなわち縣管領者の特殊なもの）[7]と併稱される存在であった。封君は楚の支配地域がさらに擴大される過程で發生してくるものであるが、これも、時の楚の「王」に對する「君」であり、周代の封建諸侯になぞらえられた存在であろうことは、容易に想定される。最近、安倍道子氏は、縣公が後の封君に繫がるとの見解を示した。[8] しかし、春秋時代の「諸侯」と戰國時代の封君とは、上記のように「王」との政治體勢上の關わりが類似する。また、春秋時代にあっては、縣管領者が普遍的に「君」、すなわち名稱の上では封君と同じ稱號を名乘り、縣公はそのうちの特殊な存在と見なされる（上述）ので、實態の問題はしばらくおくとして、稱號の上では縣公がそのまま封君に接續するわけではない。

本論が『左傳』昭公十三年の條を軸として、對楚從屬國の遷徙問題を檢討しようとするのも、それがこの封君發生問題を考究してゆく上での一助となると考えるからである。

また、當該六國の一つである申が、當該記事の前であれ後であれ、復國存續していたとすると、申縣と申國とが同時に存在していたという事實が現出する。このことは、最近やや議論のある「沈尹」の問題[9]とも深く關わってくる。これが沈縣の管領者であることをより確實にするためには、沈縣と沈國とが同時併存していたことを論證する必要があるからである。

二　許國を中心としてみた對楚從屬國の遷徙について

上記『左傳』昭公十三年條を檢討するために、關係する史料を蒐集した。道・房については、史料そのものが少ない。申については、縣が設置（『左傳』莊公六年〈前六八八〉～十九年〈前六七五〉の間）[10]されて以降の國（であることが本論の檢討によってわかるはずである）の史料が皆無に近い。胡・沈についての史料はこれらに比較して多いが、當面する問題に關しては有用なものが少ない。幸いに、許についての史料は、當面する問題に關しても比較的豐富なので、これを檢討の中心に据える。

表1

許公	在位（紀元前）	記載（許公在位何年）	楚王（在位何年）	左傳
靈公	五九二～五四七	葉に遷徙（十七年）	共王（十五年）	成十五
〃	〃	なし	康王	
〃	〃	なし	郟敖	
悼公	五四六～五二三	城父（夷）に遷徙（十四年）	靈王（八年）	昭九
〃	〃	荊に遷徙（十六年――追述）	〃（十年）	昭十三
〃	〃	葉に遷徙（十九年）（關聯記事――→）	平王（元年）	昭十三
〃	〃	白羽（析）に遷徙（二十三年）	〃（五年）	昭十八
許男斯	五二二～四八九	溶城に遷徙（十二年）	昭王（十年）	昭十八
元公	四八八～四八二	なし	惠王	定四

許は姜姓で、古くは周の東遷の折に重要な役割を果している。『左傳』に記される頃になると、齊・晉・楚三大國の間にあって、それぞれの意向のもとに、同盟離反をくりかえさざるを得ない存在となっていた。こうした狀況に終止符が打たれるのは、『左傳』成公十五年（前五七六）のことで、この年「葉に遷」って以降、吳の侵入時という例外を除いて、常に楚に從屬することになる（「表1」・「表2」參照）。そして、楚の意向のもとに、數度の遷徙を經驗した。その意味で、上記『左傳』昭公十三年條を檢討するには、最良の史料を提供してくれる。史料は結果として『左傳』に負うこととなった。概ね問題なしと判斷したが、要檢討の箇所もあるので、その場合は註記する。

その遷徙の概況を歷代許公ならびに楚王と對比させてまとめてみると、以下のようになる。悼公十九年に葉に遷徙した件は、史料上明記されておらず、『左傳』昭公十三年（前五二九）に國を「復」されたとあるだけである。しかし、『左傳』昭公十八年（前五二四）に白羽（析）に遷る際、「葉は楚の方城外にあるの蔽なり。」と、葉が問題にされているので、「復」されたのは葉においてであったろうと想定できる。

西周の時、周王朝の權威の確立・軍事的勢力の伸長につれて、成周の政治首都を中心としてそれを取り圍んだ防備の要地に配置されていた國々が、次第に遠方に國を遷していったことは、陳槃氏の『春秋大事表列國爵制及存滅表譔異』(11)にそ

表2

左傳	楚王・楚人の動向	對楚從屬國等の動向
僖二十七	成王、陳の穆公・蔡の莊侯・鄭の文公・許の昭公と宋を圍む。	↑陳の穆公・蔡の莊侯・鄭の文公・許の昭公。
宣　二	鬬椒、鄭を救う。	鄭人、楚に命を受け、宋を伐つ。
宣　十一	左尹子重、宋を侵す。令尹蔿艾獵、沂に築く。莊王、陳を伐ち、滅ぼす。陳を復す。陳から鄉ごとに一人を取り集め、夏州と稱す。	鄭、晉に親しまんとす。 唐惠侯、楚側に參軍。 鄭の襄公・許の昭公、戰後楚に挨拶。
宣　十二	楚晉泌の戰。楚人中に許伯・許偃・唐狡・蔡鳩居など。	↑蔡の景侯・許の靈公。
成　二	楚人・衞を侵し、魯の蜀・陽橋兩邑を侵す。魯に和を許す。公子嬰齊・魯の成公・蔡の景侯・許の靈公・秦人・宋人・陳人・衞人・鄭人、齊人と蜀に盟う。	鄭、許を侵す。晉、許を救い、鄭を伐つ。 許の靈公、鄭の悼公を楚に訴える。
成　四	鄭を救う。	鄭、晉に從う。
成　五	公子嬰齊、鄭を伐つ。	許の靈公、葉に遷徙。
成　六	共王、鄭を侵す。公子申、許を葉に遷す。	鄭の成公參軍、その右は唐拘。晉の厲公、齊の靈公・魯の成公・衞の獻公・宋人・邾人と宋の沙隨に盟う。
成　十五	共王、鄭人と武城に盟う。公子成、武城より鄭に使。晉楚鄢陵の戰、楚鄭軍敗る。共王參軍。	↑鄭の成公。
成　十六		陳、楚に背く。 ↑頓。陳人、頓を侵す。 ↑鄭の成公。 許の靈公、晉に附いて遷徙を請うも、許の大夫同意せず。
成　十八	共王、鄭の成公と宋を伐ち、彭城に宋人を入る。公子嬰齊、鄭人と宋を伐ち、彭城を圍む。	
襄　四	彭名、陳を侵す。 楚人、頓をして、陳を侵さしむ。	
襄　十一	共王、鄭の成公と宋を伐つ。	
襄　十六		

襄二十	楚、蔡を使うこと常なし。	鄭の簡公、晉人・魯人・衞人・宋人と許を伐つ。蔡の公子燮、國を以て晉に附かんとするも、蔡人これを殺す。
襄二十三	莫敖屈建、陳侯に從って陳を圍む。	陳の哀公、楚に行く。陳の哀公、楚の康王に從い鄭を伐つ。
襄二十四	靈王、鄭の簡公と夢で田獵。	諸侯、楚に行くも、魯・衞・宋・邾は行かず。
昭三	靈王、鄭の簡公・許の悼公と江南で田獵。靈王と蔡・陳・鄭・許・徐・滕・頓・胡・沈・小邾の君、宋人・淮夷に申で會す。楚人、徐子を捕う。靈王、諸侯（鄭・徐を除く）と吳を伐つ。賴を滅ぼし、鄢に遷す。許を賴に遷さんとしてこれに城かしむ。	←蔡の靈侯・陳の哀公・許の悼公・鄭の簡公・徐子・滕子・胡子・沈子・小邾子。
昭四		←蔡の靈侯・陳の哀公・許の悼公・頓子・沈子。
昭五	靈王・蔡・陳・許・頓・沈の君、徐人・越人・東夷と吳を伐つ。	宋人、楚に參軍。許、城父に遷る。
昭八	公子棄疾、陳を圍み、滅ぼす。穿封戌を陳公とす。	←蔡の靈公。
昭九	公子棄疾、許を夷（城父）に遷す。	←許・胡・沈・道・房・申。
昭十一	靈王、蔡侯を申に殺す。蔡を滅ぼす。靈王、陳・蔡・不羹に城き、公子棄疾を蔡公とす。（昭十三追述）靈王、許・胡・沈・道・房・申を荊に遷す。	←陳・蔡・許・胡・沈・道・房・申。許、析に遷る。
昭十三	公子比・公子黑肱・公子棄疾ら、陳・蔡・不羹・許・葉の軍を率いて楚に入る。平王（棄疾）、陳・蔡・許・胡・沈・道・房・申を復す。	←諸侯軍に胡の君・沈の君・陳・頓・許・蔡の人。蔡の昭侯、楚に行き、三年止めおかれる。唐の成公、楚に行き、三年止めおかれる。劉の文公・晉の定公・魯の定公・宋の景公・蔡の昭侯・衞の定公・陳の惠公・鄭の靈公・許の君斯・曹の靖公、莒・
昭十八	許を析に遷す。	
昭二十三	吳人、州來を伐つに、蔿越、諸侯の軍と州來を救う。	
定三	令尹子常、蔡侯・唐侯を三年止めおく。	
定四		

定五	楚、蔡を圍む。		
定六	昭王、隨に逃れる。		
	子期・子蒲、唐を滅ぼす。昭王、鄀に入る。		
定十四	公子結、陳人と頓を滅ぼす。		
定十五	胡を滅ぼす。		
哀元	昭王、陳侯・隨侯・許男と蔡を圍む。		
哀二	夷虎に克ち北方を謀る。左司馬販・申公壽餘・葉公諸梁、蔡を負函に、方城外の人を繒關に集める。梁・霍を襲う。	郳・頓・胡・滕・薛の君、杞の悼公・小邾の君・齊人、召陵に會し、楚を侵さんとす。蔡の公孫姓、沈を滅ぼす。冬、吳王闔廬・蔡の昭侯・唐侯、楚を伐つ。吳、鄀に入る。	
哀四	單浮餘、蠻氏を圍む。	鄭、許を滅ぼす。	
	陳を救い、城父に陣どる。	↑頓。	
哀六	陳を伐つ。	↑胡。	
哀九	公子申・公子結・吳を伐ち、桐汭に及ぶ。	↑陳の湣公・隨・許の君。蔡、吳の領域に遷都を請う。	
哀十五	白公の亂。	吳、陳を侵す。	
哀十六		蔡、州來に遷る。	
		吳、陳を伐つ。	
		↑陳、吳に卽く。	
		陳の湣公、使者に吳を見舞わす。	
		陳人、楚を侵す（哀十七追述）。	

の移動の實態が細かく追求された。「宜侯矢簋」(12)などの金文史料は、こうした封建の具體的在り方を我々に提示してくれる。しかし、西周勢力の東南への進出は、穆王のころから停滯し、遠方の諸侯は土着化の傾向を強め、西周の滅亡と東遷という事件も、基本的にこの傾向を變化させることはなかった。(13) 今問題とするのは、こうした國々の一部である。「表1」にも示されたように、許國はしばらく經驗することのなかった遷徙を、史料の示す所では主に楚の意向によって、しかもかなり頻繁に經驗することとなった。

では、許國の遷徙は、いかなる意圖のもとに、またいかなる內容をもって、遂行されたのだろうか。この點を明らかに

するために、まずは「表2」に楚の軍事行動と對楚從屬國の動向とを關聯づけてまとめておく。なお、本論で問題とする「對楚從屬國」とは、方城の內外にあって楚と軍事行動を共にした陳・蔡・鄭・許・頓・沈・胡・道・房・唐・隨を指すものとし、申等要檢討の小國も、適宜これに加えて考察する。

「表2」は對楚從屬國關係の記事の一部にすぎないので、そのことをまず念頭に置いて戴かねばならないが、その上でこれを見ただけでも、楚の對中原戰略の中で、對楚從屬國は、まずその軍事力（兵員としての「人」）が期待されているということに氣付くであろう。各國の君主自らが從軍することが少なくないことから見ても、それぞれの國の軍の主流が參加しているに相違ない。次に、各國君主たちは、晉を盟主とする中原勢力と盟を取り交わす際の參加者としても期待されている（例えば成二）。これは當時の社會的要請として、諸侯同士による盟が、なお實際に機能していたからと思われる。

許も、こうした對楚從屬國の一つとして、楚の勢力圈に遷ってきた以上、この兩者が期待されていたはずである。楚とすれば、軍團の一翼を擔うはずの許が、晉を中心とする中原勢力に附いてしまうのは痛手であり、これを阻止する方策として、前線に近く、しかもまた中原勢力の手に落ちる危險の少ない都市を許に與えたものであろう。

許の側も、自らすすんで遷徙を願い出ている點から見て（『左傳』成公十五年〈前五七六〉）、遷徙の利があったのであろう。晉・楚閒に位置する國にとって、楚に附くのが有利か、あるいは晉に附くのが有利かは、ぎりぎりの選擇を迫られる重要問題だったはずである。許は鄰國鄭と久しく抗爭をくりかえしていたが（表2の『左傳』成公四年から十五年條參照）、成公十五年までは、この問題解決に當って、晉・楚いずれに附くかが決定していない。結局鄭の晉・楚兩國との地理的位置關係が、これを決定に導いたと思う。鄭はたびたび對楚從屬の態度を示しながら、これもたびたび楚に反旗を翻した。楚はこの鄭よりも許をまず取り込み、許も楚に賴ることで鄭の脅威を除こうとしたと考えられる。

では、自らの選擇で遷徙した許は、國の構成要素のうちどの部分を主體として遷ったのであろうか。葉に遷った時の史料は、遷徙の事實を述べる程度であるが、『左傳』昭公九年（前五三三）に、さらに城父（夷）に遷った時の記述は次のよ

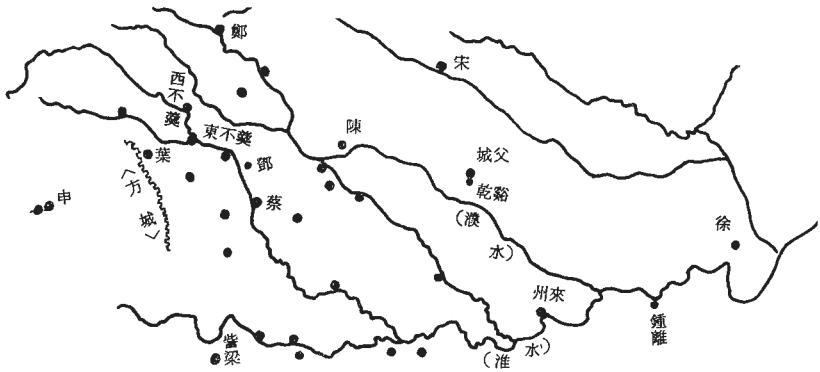

附圖　（●は都邑。譚其驤主編『中國歷史地圖集』第一册をもとに作成）

うに示唆に富む。

二月庚申、楚の公子棄疾、許を夷に遷す。實に城父なり。州來の淮北の田を取りて以てこれに益す。伍擧、許男に田を授く。然丹、城父の人を陳に遷し、夷の濮西の田を以てこれに益す。方城外の人を許に遷す。

この一連の遷徙では、まず、許を城父に移すために、その城父の「人」を陳に遷し、陳の「人」が增加したので、もともと城父（夷）に屬していた濮水の西の田を、陳に屬せしめた點が注目される。この時遷された城父の「人」と濮水の西の田とが、一定の關わりを持つことになる。楊伯峻氏は彼らをもとよりの陳人で、陳が縣にされた際に遷されていたものとしているが、陳を縣にしたのは前年（昭公八）十月のことであり、今問題となっている記載は二月のことであるから、「人」の移動があまりに急すぎることになって、「これに益す」という史料の表現上、その想定は適當でない。ただし、濮水の西の田は、陳の田に鄰接していたはず（附圖）で、その耕作民は遷徙の事實に關わらずもとのままであったと考えられる。したがって、上記史料の表現から見て、ここに遷徙された城父の人とは、「これに益」された濮水の西の田の耕作民ではなく、彼らとの一定の關係を持つ、あるいは新たに持つことになった者たちと考えたほうがよいのではないか。

「人」については、かつて松本光雄氏が、西周から春秋初期までの社會構造の基礎を成した邑ならびに國・都・鄙の支配者層と規定した。最近、吉本道雅

氏は、「春秋國人考」[19]の中で、國人なる用語が「人」のみならず、「民」の一部と重なることを指摘し、その重なる部分とは兵役を負擔する者で、力役を負擔する者はこれに含まれないことを明らかにした。氏は、國人の社會的性格として、第一に「國」外の田を保有しこれを經濟的基盤とする領主的（搾取の具體的あり方には觸れず）存在であり、第二に身分的な兵役負擔者で、また軍賦（軍需品）をも負擔していたことを指摘している。

上記の城父の「人」も、吉本道雅氏の見解に沿う形で理解することができる。[20]同時に遷徙の對象とされた方城外の「人」についても、また「許」（の「人」）についても、同様のことが言えよう。許について更に一考すれば、益された「州來淮北田」は、「州來と淮北の田」では意味が通じないから、淮水の北岸に位置し、淮水の南北いずれにもあったはずの州來の所轄田のうち、淮水の北にあって城父に鄰接する一帶を指すもの（州來の淮北の田）であろう。[21]許の君に與えられたのは、これを含めた城父の田すべてであるが、陳に遷徙された城父の「人」についての上記の事情を對照させてみると、この時葉から遷徙した許の「人」は、州來の淮北の田に關わる規模のもの（田をどのように關わらせるか、配分の有無やその方法は不明）であったことになろう。

許が遷徙した後の葉には、方城外の「人」を遷している。田を益したという記載がないから、ここに遷徙された「人」の規模は當然葉から城父に遷された許の「人」の規模に等しいであろう。それらの規模は、葉が重鎮たる大邑であることと、許の城父への遷徙に伴って益された田が州來所轄の田の一部であることとを考え合わせると、從來より葉に居住した「人」の規模の一部に相當すると思う。葉は許がここに遷徙して以降ずっと許の君の支配下にあったはずであるが、許がここから城父へ遷徙するに當って、その主體となったのは、國を構成する「人」の一部だったわけである。これは、遷徙に當って、許國や各都市の「人」の秩序に對し、楚が強力に介入していたことを示すものである。

許が「荊」に遷された後、平王によって復された先が葉と考えられる（上述）事實も、ここに想定された葉の國の人の出自との關聯において興味深い。

今問題としている遷徙は、楚の意向によって擧行されたものであるから、自ら希望して葉に遷徙した當時の許の實體が、新たに葉において構成することとなった國の要素の一部であったか、あるいは城父に遷徙した時と違って、そのすべてであったかといった點は、にわかには斷じ難い。しかし、以上に檢討してきた結果から推して、少なくとも、遷徙の主體が「國人」(吉本氏の見解を考慮に入れる)であったことは疑いない所だろう。以上に檢討してきた結果を踏まえ、以下には、この「國人」という用語を使用してゆくことにする。すでに使用してきた用語のうち、冒頭に使用した「居民」と本節に使用した「人」とは、この「國人」に置換して差し支えない。

さて、許は城父に遷徙してわずか二年後に、「荊」に遷されることとなった。「荊」は楚の別稱としてつとに有名であるが、ここに言う「荊」は、次節にも檢討する通り、少なくとも方城の內を示す語と考えたい。ではこの場合の遷徙主體はどんなものだったのだろうか。

この件に關して示唆を與えてくれるのは、『左傳』昭公十三年(前五二九)の、平王(公子棄疾)卽位に到るまでの靈王や方城內外の動靜を述べた記述である。(22) そこには「楚の公子比・公子黑肱・公子棄疾・蔓成然・蔡の朝吳、陳・蔡・不羹・許・葉の師を帥い、四族の徒に因りて以て楚に入る。」とある。四族とは蔿氏・許偃・蔡洧・蔓成然を言う(杜注)。公子比以下五人の人物と、陳以下五つの邑の軍とが對應することは、數値上の一致から初步的に想定される。當該記事に據れば、公子比と公子黑肱は、觀從の計略によって蔡に押し立てられ、やがてはそれぞれ王(訾敖)・令尹となる。陳・蔡の國人は、復國の約束を取りつけて叛亂に加擔した。蔡の管領者(蔡公)であった公子棄疾は、公子比・公子黑肱が蔡に入った際に一度は逃れ、後に推戴されて兩者と盟い、やがて公子比(訾敖)の下の司馬となる(遂には公子比・公子黑肱を自殺せしめて王となる)が、その盟った場所は、蔡と不羹との閒にある鄧(現河南省漯河市東南)であった。以上の事情を勘案すれば、公子棄疾がとりあえず逃れたのは不羹であり(あるいは「荊」に遷された胡の舊都かもしれないが、この都邑は地理的に見て不羹の強い影響下にあったに違いない)、陳・蔡は一時的にせよ彼の直接的影響下にはない狀況であったと考えて差し支え

ないのではないか。そして結局のところ、公子比・公子黑肱がそれぞれ王・令尹として祭り上げられてゆくのであるから、復國を豫定された陳・蔡が彼らの指揮下に入ったと考えるのが自然であろう。かくして上記五つの人名と邑軍とのうち、上三者については、それぞれ對應が追えることになる。殘る二者についても、同様に考えてよかろう。「許・葉」は「許葉」なる一邑ではなく、「許」と「葉」の兩邑のはずである。そしてその許の軍は蔓成然が指揮していたのである。彼は楚の有力氏族鬬氏の族員であった。

當該記事によれば、これら五邑の軍は、五者に指揮されて「楚に入る」ことになる。「楚に入る」とは、方城の内に入ること、あるいは淮水の上流にあっては、方城の延長上に概念的に設定された線上を越えることを意味するはず（靈王の軍が乾谿から引き返す途中訾梁〈現河南省信陽市〉において潰えたという事實〈當該記事、關聯内容後述〉は、その意味で象徴的である）である。このことと、許以外の陳・蔡・不羹・葉が方城の外の大城であることから、許も方城の外にあったのではないかと自然に想定されてくる。更に、方城の外にあって許と稱し得るのは、かつて許が都を置いた葉と城父であるが、葉は上記當該記事の中で許と並稱される邑として登場するので、問題の許は城父ではないかと想定されてくる。ところが、ここに問題が生じる。前年（昭公十二年）の記事によれば、靈王は、對徐戰役の後援として乾谿に陣を張っている。この乾谿は、城父にごく近いので、もし靈王がそのまま乾谿に陣を張っていたとすれば、城父の異變はすみやかに察知されるに相違ない。こう考えてくると、對靈王叛亂軍の一角を占める許の軍が、城父の軍であったという説明は少々苦しいものとなる。

ところが、ここに注目しなければならないのは、實は城父の地理的位置である。靈王は對徐戰役の後援として乾谿に陣を張った。これに先立ち、州來で田獵（軍事演習）をしているが、この州來こそが、鍾離をはさんで徐に對峙する位置にあるのである。となれば、この戰役で要の位置にあるのは州來ということになる。城父はこの州來に鄰接するとはいえ、西のかた陳とより近く鄰接する。また、その北には宋があり、對中原戰略の據點でもある（以上九頁附圖）。となれば、こ

の城父の軍が陳・蔡・不羹・葉という方城外の大邑の軍と行動をともにしていたとしても、何ら不思議はないことになるだろう。このように考えてくると、問題の許は城父のことであるとの想定が可能となるのである。

あるいは、許が「荊」に遷徙した後も、その軍だけは方城の外にあり、これが叛亂に加わったという想定も可能かもしれない。ただし、この場合は、兵站線が長くなるのを承知しながら、なぜ「荊」に遷徙させたのかという疑問が生じる。

上掲昭公九年條にも、「方城外の人を許に遷す」として、許が城父に遷徙した後の葉に對しても、舊國名たる許を使用する例があったが、その場合は、許が城父に遷徙する際の記事中においてであった。しかし、ここに城父を許と稱するとすれば、許が「荊」に遷されて二年後のこととなり、遷った先の許が、明らかに存在しているにもかかわらず、あたかも實體なきがごとくである。城父の國人の構成する軍團が許の軍と稱されるとすれば、それは、嘗てそこが許の君の支配下にあったからだけではなく、その軍を構成する國人の中に嘗て許の國人であった者が少なからず含まれていたからに相違ない。西周以來傳統的に結びついてきた許の君と國人という觀點からすれば、この意味における國人の數は遷徙のたびに縮小され、「荊」に遷った許にあっては、言わば公室を中心とする國の中核のみが殘ったとは言えないか。

問題の許軍が、「荊」に遷徙した後の許が派遣したものと想定する場合も、その軍が、許の君でなく楚の有力氏族鬬氏の一員たる蔓成然に指揮されているという事實は、楚の強力な介入の跡を具示するようで興味深い。しかも、葉から城父への遷徙を參照するだけでも、國人の構成がかなり變改されたことが、充分考えられるのである。

ここまで考えを進めてくると、冒頭に提示した昭公十三年の記事における他の五國、すなわち胡・沈・道・房・申についても、同様の解釋が要求されてくることになる。しかし、それは、「はじめに」に示した谷口氏等の見解と相違するのである。氏の見解では、當該記事を大城建設にからめて解釋するので[23]、この大城建設と關わらせた議論が別に必要となってくる。

三　「遷許胡沈道房申於荊」の意義

當該記事の遷徙の目的が、もし假に大城建設にあるとすれば、史料にその事實を直接間接に示す記載があることが要求される他、史料相互に矛盾のないことが必要である。ところが實際は、記載が見當たらないばかりでなく、史料からは矛盾する事態が看取されるのである。

軍事的大城にとって必須不可缺の要素は、當時の軍團を構成した國人であったはずであるが、當該六國の國人を「荊」に遷したとして、どこに大城を建設したのだろうか。その最大の目的は、國都郢からの兵站線の長さを克服することであるはずだから、「荊」を方城の內と解釋した上で、方城の近くとするのが妥當である。鄧や鄢といった漢水流域の都市より南を考えると、國人が實際に戰鬪する方城の外との距離が離れるという點で、兵站線の長さの克服に矛盾してくる。(24)

この條件を滿たす都市としてまず擧げられるのは、縣の置かれた申である。しかし、これはまず、遷徙の對象となっている申が申縣であるとすれば、「申から申に遷す」ということになって、表現上矛盾する。

申縣以外の方城內都市（例えば蓼）の大城化が圖られた場合を想定してみても、以下に述べるように、申縣との關わりで矛盾が生じる。まず、當該六國中の申が實は申縣であり、遷されたのがその國人であると想定した場合を考えよう。そもそも、「荊」なる語を方城にからめて解釋すれば、上記のように申縣もこれに入ってくるわけであるから、「申縣からの遷徙」に對して「荊に遷る」という表現は使えない。今假にこのことをおくとしても、申も方城內の大邑であり、その國人の削減は、避けるべき筋のものであるから、何ら補完措置が講ぜられることもなく、これを遷すというのは、奇妙なことになる。また、平王卽位（『左傳』昭公十三年）に當たって、當該六國はもとに復されているので、これも補完措置が講ぜられぬ限り、大城化の圖られた大邑も、人的規模がもとにもどってしまうという矛盾が生じる。そもそも大城の建設は、それなりの必然によって爲されるもので、言わば國の大事であり、敵對する國にとっては大いなる脅威となる。(24)從って、あ

る都市の大城化が圖られていたとすれば、上記のような補完措置等が、記錄に殘らないはずがないであろう。(25)

次に、申が申縣とは別に方城の外に復されていた場合を考えてみよう。當該六國がすべて方城の外に位置することになるから、遷徙の表現には矛盾しない。ただしこの場合は、申縣を經營する一方で、申國を復していたことになり、つまりは、公室の存續が重視されていたことを意味する。というのも、もともとの申國の國人たちは、申縣設置後そこに止まって「申の師」の重要な構成員となったはず(26)で、後になって別に申國を復したとすれば、それは何らかの社會的要請（下に檢討）によって、公室の存續がはかられた結果と考えられるからである。したがって、當該記事についても、公室の破碎・追放による國人の遷徙というよりは、公室を存續させながらの遷徙を考えねばならなくなる。申國の遷徙した先が申縣であるとした場合も、同樣に遷徙の表現そのものには矛盾しないし、やはり公室の存續が前面に出てくるが、縣設置のために一旦は滅ぼし、別地に遷していた申の公室を、もとにもどすことは考え難いので、この想定は一應除外しておきたい。

なお、谷口氏は當該記事にからめて、「滅賴」のことに觸れ、この賴の滅國が、遷徙の前提であると述べている。(27) しかし、これに關する『左傳』昭公四年（前五三八）の次の記事をつぶさに檢討してみると、賴は、鄢に遷される以前に復されていたことが判る。

遂に諸侯を以いて賴を滅ぼす。賴子は面縛し璧を銜(くちふく)み、士は袒(ひだりかたぬ)ぎ櫬(ひつぎ)を輿(にな)ひてこれに從ひ、中軍に造(いた)る。王、これを椒擧に問ふ。對へて曰く、「成王、許に克ちしとき、許の僖公、是の如し。王親(みずか)ら其の縛を釋き、其の璧を受け、其の櫬を焚ぎき。」と。王、これに從ふ。

ここに例示された許の事件は、僖公六年（前六五四）に記されており、そこでは許は許されて封を復されている（「使復其所」）。ここに「王、これに從ふ」というのは、賴の復國を意味しているわけである。(28) 賴のこの記載は、谷口氏の想定とは裏腹に、公室の存續と遷徙とをからませた事例となる。そして、上記の當該記事の六國についての想定を支持するものとなる。

したがって、もはや遷徙の目的は大城建設以外に考えられなければならないだろう。前節に言及したように、遷徙の主體が公室を中心とする國の中核であると假定すると、上に示したような大城建設に關わる矛盾は考慮する必要がなくなる。遷徙先としては、當面除外していた鄧や鄢といった漢水流域の都市、およびそれより南に位置するものも、考慮の對象となる。ただこの場合は、申國の檢討ではからずも言及することになった「公室の存續」という問題が浮上してくる。その重要性が說明できない限り、當該記事の遷徙の意味も解釋不能となるであろう。

前節には、國人が楚軍の一翼を擔うことを期待されていたことの他に、國の君も中原諸侯との盟に參畫することが要請されていたことを指摘した。この他に注目したいのが、以下に述べる公室と國人との傳統的心情的結び附きである。

一般に西周以來の「國」は、同一祖先から出た單純な同族集團によって構成されるのではなく、その構成員たる國人は祖先を異にした多くの異姓の諸侯を內に含むものと解釋されている。(29) 國人と君とを結びつける作用を果したのが社稷であり、そこに宗廟とは別に國に社稷が置かれた意味があった。社稷のもつ原初的意味からはなれて、現實的機能を追えば、この語が同時に「國」を意味し、公の位に卽くことをしばしば「社稷の主となる」という言葉で表わしている事實にゆきあたる。(29) このような社稷を媒介として、君と國人とが結びついていた期閒は相當長期に渡る。國が滅ぼされて公室の破碎・追放が行われた場合には、その交流の場も否定され、大國の宗廟の下に新しい秩序の構築が意圖されてくることになる。これは、國人にとって心理的に多大な不安を惹き起こしたに相違ないのである。この不安は現實問題として緩和される必要があったのであり、それこそがとりもなおさず公室の存續という措置に結びついていたのではあるまいか。軍團の構成員として、期待されるのは國人であるが、その心理的不安を一方で除き、他方でその舊來の秩序に強力に介入するためには、國人の遷徙と公室の存續とをからませることが、格好の方策となったはずである。

實は、この公室の存續の重要性が、『左傳』の中で登場人物の言葉を借りて少なからず語られることは、これまでも繰り返し指摘されてきた。(30) 宣公十一年（前五九七）に莊王が陳を滅ぼした時に、これを諫めて復國させた申叔時の言葉など

がそれである。これについて、從來の解釋では、中原諸侯國における族的秩序の根強さが強調されてきたのであった。ただし、史料に現れる、公統を斷つことに對するいわゆる道德的非難は、戰國以降の儒者の思想的潤色によるものと考えられた。(30) しかし、現實の要請として、上述したような楚側の對應も存在したことになると、單に潤色としてかたづけるわけにはゆかなくなる。

如上、二節にわたって檢討してきた點をまとめると、當該記事に記述された六國の遷徙は、まずその對象が公室を中心とする國の中核であること、またその目的は、國人の舊秩序に強力に介入する一方で、公室の存續をゆるしてその國人の心理的安定を圖る點にあったことが指摘できる。檢討の過程で、從來不明であった當該記事中の「申」の實體が、申縣とは別に復されていた申國の、公室を中心とする國の中核であることも明らかとなった。道・房についても、これに準ずるべきである。

四　おわりに

谷口滿氏によって提出された大城建設の問題は、從來ともすれば氏族的秩序の強固さを說明するためにのみ使用されがちであった大邑を、楚の對外發展、領域擴大進展の中に位置づけ、新たな問題を投げかけた。しかし、その際これに關聯づけて言及された昭公十三年の當該記事は、實は遷徙そのものに積極的意味があったのではなく、對楚從屬國の國人が有する舊來の秩序に、楚王權が強力に介入するための補完的施策の一環だったわけである。言わば彼ら國人の輿論に配慮して、公室の存續がはかられたとすれば、その配慮の必要性が薄れるにつれ、公室の存續も否定されるはずである。實際、戰國時代になり、戰鬬において、從來はこれに參加することのなかった鄙の成員が、步兵として重要な役割を果すようになると、公室も姿を消してゆくのである。ただし、公室の消滅と封君の發生とが、どのように關わるかという問題は、今後の課題として殘されている。

検討の過程で明らかとなった「申」の實體は、同じ記事中に現れる「沈」にも適用されるだろう。申縣とは別に申國が存在したように、沈國とは別個に沈縣も存在したのではないか。筆者は、その管領者こそが「沈尹」と考えている。(31) これまでの研究では、ある國が滅ぼされて縣とされた場合、その國が復される際には縣は消滅する。言い方を變えれば、同一名の國と縣とは、同時には存在しないと、いわば前提的に考えられていたと思う。(32) しかし、申や沈の事例があることになると、今後この種の問題については、再検討が必要になる。(33)

本論には検討する餘裕のなかった對楚從屬國の他の諸問題についても、また、これに關聯して語られるはずの封君問題についても、機會があれば、稿を改めて論じてみたい。

註

(1) 楊伯峻『春秋左傳注』（中華書局、一九八一年三月）の頁數を示せば、第四册一三六〇～六一頁。

(2) 第二十三、二五頁。

(3) 「靈王弑逆事件前後――古代楚國の分解（その2）――」（『史流』二三、北海道教育大學史學會、一九八二年三月）、四七～五〇頁。

(4) それぞれ卷五の七・十一・三葉。

(5) 『春秋大事表列國爵制及存滅表譔異』（中央研究院歴史語言研究所專刊之五十二、一九六九年四月）、册二、一五五葉。

(6) 列國金文には、楚を「天子」になぞらえ、これについて「天命」なる語を用いる例がある（壽縣蔡侯墓出土『蔡侯編鎛』「楚王を輅〈左〉右し、雈々として政を鎬〈爲〉し、天命を是れ遲らかにす。」）。

(7) 拙稿「楚王と縣君」（『史學雜誌』九〇―二、一九八二年二月）、三八～三九頁。

(8) 「春秋後期の楚の「公」について――戰國封君出現へ向けての一試論――」（『東洋史研究』四五―二、一九八六年九月）。

(9) 例えば、「沈尹」を氏の名とするものに野間文史「春秋時代における楚國の世族と王權」（『哲學』二四、廣島哲學會、一九七二年十月）、李學勤「論漢淮閒的春秋青銅器」（『文物』一九八〇年一期）などがある。特に後者は金文史料に見える「番君」をこれに結びつける見解である。また、沈縣との同時並存を説くものに、顧久幸「沈縣和沈尹――兼論楚縣的性質」（張正明主編『楚史論叢』初集所收、湖北人民出版社、一九八四年十月）がある。

(10) 莊公六年に文王が申を伐った記事がある。哀公十七年に文王が申を縣にしたとの記載があるが、文王は莊公十九年まで

在位した。

(11) 前掲(5)書。

(12) 白川靜『金文通釋』五二、五二九～五六〇頁。

(13) 貝塚茂樹『中國の古代國家』(『貝塚茂樹著作集』一、中央公論社)第一章第二節「東方諸侯の自立」(二六一頁)や、伊藤道治「春秋會盟地理考――兩周地理考の二――」(『田村博士頌壽東洋史論叢』、一九六八年五月)を參照されたい。

(14) 杜注と『會箋』による。『水經注』(淮水)によると、濮水とは沙水の別稱。

(15) 前掲(1)書、第四册、一三〇七頁。

(16) 經文には「十月」とあり、傳文には「十一月」とある。春秋長曆を作成した杜預の注は後者を誤りとする。新城新藏氏作成春秋長曆圖(『東洋天文學史研究』〈弘文堂、一九二八年〉所收)參照。

(17) 谷口氏前掲(3)論文では、「城父に舊來の居民と葉から移住してきた許の人々を同住させるのではなく、舊來の居民を陳に移住せしめ、かつ城父附近の田(邑)のうち、濮水西側の田を陳に移住した人々にわかちあたえた」としている。氏は、城父の「居民」がすべて遷ったように考えているが、本文に述べたように、それでは城父の「人」とその所轄田との面積的關係が急激に變化してしまう。氏のいう「居民」は、いわゆる「人」、以下に述べる「國人」に相當しなければならないと思う。

(18) 「中國古代の邑と民・人との關係」(『山梨大學學藝學部研究報告』三、一九五二年)。

(19) 『史林』六九―五、一九八六年九月。

(20) ただし、前掲(19)論文二一頁に、鄙の成員による軍のことに觸れ、彼らを國人と區別し、「申・息の師」を鄙の部隊としている點は、本論では考慮の對象外に置く。その認識上の區別はさておき、彼らもかつては小國の國人であった點を考慮して、等しく國人として扱うことにする。また「おわりに」に言及する「鄙」もこれに準じて使用する。

(21) 谷口氏前掲(3)論文、四七頁。楊氏前掲(1)書も、「淮北の範圍はかなり廣いので、鳳臺縣から夷にいたる一帶を指すものであろう。」と言っている。第四册、一三〇七頁。

(22) 前掲(1)書、第四册、一三四四～五三頁。特に一三四五頁。

(23) 谷口氏前掲(3)論文は、當該記事について、直接大城の建設に關わらせているわけではないが、そこに「滅頼」のことを述べ、これについて大城建設のことを論じている。

(24) 谷口氏前掲(3)論文、四八～五〇頁。

(25) 方城の外には、確かに谷口氏の指摘するような大城が出現し、その記錄が殘っている。ちなみに當該六國を遷したのは、蔡を滅ぼした時であるが、この時楚は陳・蔡・不羹に築いている。六國のうちかつて許の都した葉(河南省葉縣)は不羹に鄰接する。胡の都として比定される地は三者あり、一は安徽省阜陽市、二は河南省郾城縣、三は河南省許昌市にあるが、第一者がやや僻遠であるものの、第二・第三者は不羹に鄰接している。道の都の比定候補地も二者あり、一は河南省確山縣、二は河南省息縣にあるが、前者が蔡の都した上蔡

（河南省上蔡縣）に鄰接する。房の通常の比定地（河南省遂平縣）も上蔡に鄰接する（前掲(5)書、二九二葉および四八三～四葉）。以上から、陳・蔡・不羹に築いた際に、あるいは當該六國の遷徙をからめ、鄰接する鄙の再編成が行われていた可能性までは否定できない。しかし、このことは、當該記事の「荊に遷す」という表現の直接的具體的內容とは言えない。陳・蔡という國をも含めて「荊」と意識していたとは考えられないからである。

(26) 吉本氏前掲(19)論文、二一頁にも指摘しているように、「申・息の師」は「楚師と區別される時があり、また、申縣設置（『左傳』莊公六年〈前六八八〉と三十年〈前六六四〉との閒）當初には、本論で問題とするような國の遷徙例がない。

(27) 谷口氏前掲(3)論文、四七頁。また見(22)。

(28) この史料は、登場人物によって語られた形となっているので、要檢討である。しかし、許の事例（僖公六年）にせよ、賴の事例にせよ、降伏の儀禮を行ったことと楚王がこれを許したことが事實として背景になければ、こうした記載は殘るまい。筆者はこの背景たる事實をも見據えて判斷した。

(29) 增淵龍夫「春秋戰國時代の社會と國家」（『岩波講座世界歷史』四、一九七〇年）一三九～一四六頁參照。

(30) 例えば、增淵龍夫「先秦時代の封建と郡縣」（『中國古代の社會と國家』所收、一九六〇年二月、弘文堂）三三一～三三二頁など。

(31) 前掲(9)顧氏論文參照。この見解は、歷代の注釋（例えば『呂覽』尊師編高誘注）に見えており、最近では前掲(1)書七二八～九頁にも觸れられている。筆者も、拙稿「楚王と縣君」（『史學雜誌』九〇―二、一九八一年二月、四六～四七頁、五三頁、五五頁）に、この見解を示しておいた。

(32) 例えば(9)に示した野閒・李兩氏論文。

(33) 申國については、その所在地の相違する三つの「申」があったことが、最近論議されている（何浩「春秋時楚滅國新探」〈『江漢論壇』一九八二年四期〉・艾延丁「申國之謎之我見」〈『中原文物』一九八七年三期〉等を參照）。一つは山西・陝西の閒に居住した申戎（「西申」）、一つは河南省南陽市にあった「南申」、もう一つは湖北省信陽市にあった「東申」である。『左傳』莊公六年條に、申縣に關わる記述として、「申・呂より取りて、以て賞田となさん。」と言っている點から見ても、楚國の申縣が置かれたのがこの「南申」であることは異論がないだろう（顧鐵符「信陽一號楚墓的地望」〈『故宮博物院院刊』一九七九年二期〉が申縣と「東申」とをからめて議論しているのは、誤りである。）。したがって、本論における申縣をからめた議論は、これらの議論に左右されることは、ないはずである。ただ、「東申」の滅亡時期について、「南申」のいわゆる滅亡時期（前六八八～六七五年の閒、註(10)參照）と同じ頃を想定している點については、本論における議論を踏まえて再檢討する必要が生ずる。「東申」が、「南申」滅亡後に同國を信陽の地に復したものである可能性も、考慮しなければならない。

CONCERNING THE *ZUO-ZHUAN* PASSAGE FROM ZHAO 昭公 13 THAT READS: "LING WANG 靈王 MOVED XU 許, HU 胡, SHEN 沈, DAO 道, FANG 房 AND SHEN 申 INTO JING 荊"—the Question of the Moving of States that were Subject to Chu 楚

HIRASE Takao

In interpreting the historical documents regarding the various states in question, two opinions stand opposed to each other: the opinion that the ducal households were included as the object of the move, and the opinion that they were not included.

According to the entry under Zhao 昭公 9 in the *Zuo-zhuan*, when the state of Xu 許 moved from Shi 葉 to Yi 夷 (Chengfu 城父), a portion of the city dwellers of Yi were moved to neighboring Chen 陳, and the fields west of the Pu River 濮水 that were part of the lands of Yi were transferred to the control of Chen. At the same time, in the case of the state of Xu that was moved to Yi, from the lands controlled by the neighboring state of Zhoulai 州來, the portion north of the Huai River was taken and transferred to the control of Yi.

From this, we can suppose that the people of Xu who moved from Chi to Yi consisted of the duke and his clansmen, plus a portion of city dwellers who had been living in Chi and had constituted the state of Xu. In this way, the people of Xu who were moved, as mentioned in the entry for Zhao 13, probably constituted the same group as those in the entry for Zhao 9.

If one wants the meaning of moving to be taken as the building of a city, one must assume that Jing 荊 means, in addition to the area within and near the walls of Chu. However, the resulting co-existence of a Shen county, which is the city in question here, with another "Shen", that was the object of the move, makes this hypothesis seem farfetched.

Inferring from the previous example of Xu, it is probably more appropriate to take Jing to be the area within the wall, without limiting

it to the environs, and to fix one's attention on the migration of the ducal households with regard to all the city-states in question.

CONCERNING THE EXAMINATION REFORMS OF WANG AN-SHI

KONDO Kazunari

The reform of the examination system that Wang An-shi carried out in the 2nd month of Xining 熙寧 4 (1071) consisted mainly of:

1. The abolishment of Poetry Exposition (*shi-fu* 詩賦), Memorization of Classics (*tie-jing* 帖經) and Elucidation of Classical Passages (*mo-yi* 墨義), and the adoption of Meaning of Classics (*jing-yi* 經義) and Policy Questions (*lun*, *ce* 論, 策).

2. The abolishment of the Understanding of the Classics (*mingjing* 明經) and the Various Fields Exam (*zhuke* 諸科), and the establishment of the Examination for the New Degree in Law (*xinke mingfake* 新科明法科).

3. The policy of special treatment towards the five northern circuits.

The purpose of the reform was to promote talented men who would be capable of practical application of government, rather than to promote men of letters. In particular, there was an urgent need to select the necessary competent officials to advance Wang An-shi's New Laws.

The third point was devised as a relief measure for the northern circuits, which had large numbers of candidates for the Various Fields Exam.

As a result, the reform itself proceeded smoothly. With the exception of a small group of opponents like Su Shi 蘇軾, the reforms were supported by the majority of literati of both the old and new factions.

However, when an attempt was made to carry out the new system, candidates simply memorized Wang An-shi's *A New Explication of the Three Classics* (*Sanjing Xinyi* 三經新義), and the examiners passed their own disciples, etc, so that the object of selecting capable officials with